

防犯カメラについての公的なガイドラインの比較における一考察

中野潔*1、浅野幸治*2

防犯カメラに関して、自治体が定めた公的規則・指針が、数例、存在する。この中には、条例、条例に準じるもの、条例に準じるといえないもの - - が混在している。これらのうち、どの種別を選ぶべきであるという定石が定まっているとは、いえそうもない。これらの公的規則・指針を比較し、含まれている内容項目を 30 種類程度に整理できた。空欄が、ところどころにあり、相互に表現が異なっている項目もあるが、比較が困難なほど多様であるという状況ではない。防犯カメラに関する公的規則・指針の策定主体として、府県と市町村のどちらがふさわしいか、両者のどちらがふさわしいかが、状況によって変わるのか - - といったルールは、本論文の中では見出せなかった。本論文では、紙数の関係もあり、内容項目のうち、目的、原則・理念、体系、対象者などを、比較、検討した。

A Speculation on Comparing Public Guidelines about a Security Camera

Kiyoshi NAKANO *1, Koji ASKANO *2

Several public rules and guiding principles which the self-governing body defined exist about a security camera. In these, rules of three types are intermingled, i.e. (1) an ordinance, (2) a rule conform to an ordinance, (3) a rule not conforming an ordinance. The standard tactics that which classification should be chosen among (1), (2), and (3) have not established. The authors have compared public rules and guiding principles and have found that the contents item included had been arranged to about 30 kinds. Of course, it is not true that all item cells of all rules and principles are filled in. Moreover, expressions of the items sometimes differ mutually. However, it is not in the situation of being so various that comparison is difficult. The authors have searched the established theory of a decision subject about the public rules and principles. That is, about a security camera, (1) which of prefectures and cities is suitable as a formular of the public rules and principles, (2) the decision of the selection will be changed or not according to the situation. Those were not able to be found out in this paper. Also in this paper, because of limitations of space, the authors could perform comparing investigation on only the purpose, a principle and a concept, a document system, and a candidate.

1. はじめに

ここ数年、犯罪の認知件数が増加している。RFIDをはじめとする情報通信技術で、犯罪抑止を典型とした社会の安全、安心を確保しようという動きが活発である。^{1),2),3),4),5),6)} RFIDと並んで注目されているのは防犯カメラであり、各地で設置が増えている。

防犯カメラの設置が増えるのに従い、それによるプライバシー侵害などを懸念する動きが一部で登場した。^{7),8),9),10),11),12),13)} このため、一部自治体では、条例、基準、ガイドラインといった規則や指針を制定している。本論文は、それらを比較し、その性格や内容について分析するものである。

カメラの設置主体として、自治体、警察、商店会、公共的性格の強い企業、私企業、私人などがある。本論文では、私企業や私人がもっぱら自らの管理する施設、敷地およびごく近い近傍を撮影している防犯カメラについては、特に興味範囲としていない。前述の規則や指針が、それらも対象としている場合のみ、触れる。

本論文では、制定の比較的早かった千葉県市川市の条例(以下[市 1])と基準(以下[市 2])、東京都杉並区の条例(以下[杉])、長

野市の要綱(以下[長])、滋賀県の指針(以下[滋])、静岡県要領(以下[静 1])とガイドライン(以下[静 2])を分析の対象とする。^{14),15),16),17),18),19)} 条例以外の、基準、要綱といった種別名は、いずれも自称をそのまま生かしたものである。これらをまとめて、公的規則・指針と呼ぶことにする。本稿で、公的規則・指針といえば、自治体の制定したもののみを指す。

2. 分析項目と考察範囲

表 1-A から表 1-C まで(まとめて呼ぶ際には表 1 とする)は、前出の 7 つの公的規則・指針を、比較したものである。表 1 の表側項目は、この種の規則の一般的な条文(ガイドラインの類の文章についても、本論文では条文と呼ぶ)記述の順序や大枠の捉え方に従い、並べ、括ったものである。

表 1 をみてわかるように、もちろん、一部項目が空欄になっている公的規則・指針は存在する。しかし、(1)から(5)までの項目グループのいずれかについて、それを構成するすべての項目について、空欄である公的規則・指針はなかった。

本論文では、紙数の関係もあり、「文書としての性格と基本的内容」に分類した 4 項目について、比較結果を見ながら考察する。また、類似分野における条例である「大阪府安全まちづくり条例」を例にとり、条例にするかその他の規則にするかなど種別選択の

*1 : 大阪市立大学大学院創造都市研究科。Graduate School for Creative Cities, Osaka City University

*2 : 大阪府 企画室。Planning Office, Osaka Prefecture

考え方、同じ条例でも府県レベルにするか市町村レベルにするかなど策定主体選択の考え方について、考察する。

3. で、公的規則・指針を比較して論じる。4. で、種別選択の考え方について論じる。5. が結びである。

3. 防犯カメラに関する公的規則・指針の属性

3.1. 名称と性格

表1に示した公的規則・指針のうち、条例は、[市1]と[杉]の2つである。定量的な基準があるわけではないが、条例以外の公的規則・指針のうち、努力目標に近く、強制力が弱いのは、[静2]であろう。それについて、[滋]の強制力も強くない。前者の「ガイドライン」、後者の「指針」という名称も、強制力の弱さを示唆している。

[市1]と[市2]、[静1]と[静2]の並立は何のためだろうか。

市川市では、市自身が設置する防犯カメラも含めて、対象となる防犯カメラを定義し、条例である[市1]でその運用などについて縛りを掛けている。中でも、市自身が設置するものについては、市役所用の公表された規則として[市2]を設けた。

静岡県では、県自身が設置する防犯カメラについては、県庁用の公表された規則として、[静1]を設けた。他の主体の設置するものについては、対象となる防犯カメラを特に定義することなく、ガイドライン[静2]を設けて、防犯カメラの設置者が[静2]にしたがってその運用に配慮すべきであるとした。

[市2]、[静2]以外で、防犯カメラの設置者たる当該自治体を縛っているのは[長]である。[滋]では、対象を「防犯カメラの設置者等」と記し、明確に定めてはいない。

3.2. 目的

まず、「対象者の定義」であるが、当該自治体の設置する防犯カメラの運用などについて縛りたい場合、いずれも対象者が明確に記されている。それ以外の場合でも、防犯カメラを設置、管理、利用する者などと明記されているものが多い。

「対象者のなすべきこと」は、過半数の公的規則・指針で明記されている。住民などが、その容ぼう、姿態などをみだりに撮影されない自由に配慮して、防犯カメラの設置、運用などにおいて、対象者が適正な措置を講じるべきであるとしている。

3.3. 原則、理念

まず、「対象者の定義」であるが、当該自治体の設置する防犯カメラの運用などについて縛りたい場合、いずれも対象者が明確に記されている。それ以外の場合でも、防犯カメラを設置、管理、利用する者などと明記されているものが多い。

「対象者のなすべきこと」は、過半数の公的規則・指針で明記されている。住民などが、その容ぼう、姿態などをみだりに撮影されない自由に配慮して、防犯カメラの設置、運用などにおいて、対象者が適正な措置を講じるべきであるとしている。

3.4. 体系

下位の公的規則・指針が明確になっているのは、[市1]と[杉]の

2つの条例であり、いずれも条例施行規則に詳細を委ねている。また、この2つは、条例に定めた届け出書や条例に従わない、あるいはその恐れのある設置者に対する勧告書を、関連帳票として備えている。

[滋]と[静2]では、設置および運用基準の例をモデルとして示している。[滋]では、運用に際して定める事項の一覧表、モニター(カメラ表示画面)閲覧の記録簿の例なども示している。

条例と並立している[市2]と[静2]を除いた全部の公的規則・指針で、同じ自治体の個人情報保護条例、情報公開条例、安全なまちづくり条例などに言及している。

3.5. 体系

「条文の対象者」の項目を、ここに入れた。どの公的規則・指針でも、この項目が、3.2.の「当面对象」か、どちらかは必ず記されている。[市1]と[杉]の2つの条例では、条文の対象者が、詳細に定められている。[滋]と[静2]では、設置者を対象としている。

「対象者の義務」であるが、[市1]と[杉]の2つの条例では、設置や利用に関する基準を定め、首長に届け出ることを義務付けている。[滋]と[静2]では、運用基準などを定め、それを管理すること、あるいは、関係者に周知することなどを記している。

「定めるべき事項」であるが、[市1]と[杉]の2つの条例では、設置目的、防犯対象区域、その他定めるべきと記してある事項を定めよ - - としている。[滋]と[静2]では、3.4.で述べた基準のモデルの中で、定めるべき事項を詳述している。

[市2]、[長]、[静2]では、「条文の対象者」、「対象者の義務」、「定めるべき事項」の3つともが空欄となっている。これは、これらの公的規則・指針が、当該自治体が設置する防犯カメラについての規定であり、この公的規則・指針自体がすでに定められた「運用基準など」に該当するからである。

本稿では、紙数の関係もあり、表1に列挙した他の項目については触れず、別の機会に論じることにしたい。

4. 種別選択および策定主体の選択に関する考え方

4.1. 種別選択に関する考え方

公的規則・指針を、(1)条例、(2)条例に準じるもの、(3)条例に準じていないもの - - に分けることができる。

(1)の条例は、法律・条令と並立させて呼ぶことがある事実が示すように、強い強制力を備えている。(2)は、条例に根拠を置くものである。[市2]、[杉]、[長]、[滋]などがこれに当たる。条例に基づいた一定の強制力を備える。自治体行政の、一般的な対応指導方針とは異なる。[市2]は、市が設置した防犯カメラにかぎらず、防犯カメラについて定める[市1]に基づき、[市1]にしたがうため、市が設置した防犯カメラの管理者に強制力を及ぼすものである。

これに対して、[静2]は、個人情報保護条例などに基づき、県の設置した防犯カメラの管理者に強制力を及ぼす一種の運用基準[静1]のノウハウを、模範例の形で、他の設置主体のた

めに提示したものである。直接、条例に基づいたものではなく、(3)に属すると考えられる。(2)よりも強制力は、小さい。

全国の先進的な数例の中に、(1)から(3)まで混在しているということは、防犯カメラの運用などを定める公的規則・指針を、どの種別で定めるべきかという定石がまだ確立されていないことを意味する。現段階では、どういう状況の自治体ではどの種別にすべきか - - という原理を示すことはできない。

4.2. 策定主体の選択に関する考え方

理論的には、国、自治体連合、安全まちづくり協議会なども規則・指針の策定主体となりうるが、本稿では冒頭に述べたように、公的規則・指針を、自治体単体の定めたものに限っている。したがって、策定主体になりうるのは、都道府県(以下、府県)と市区町村(以下、市町村)のどちらかである。以下、主に条例を念頭に置きながら、策定主体について考察する。

公的規則・指針を、地域の特性に合わせたものにする、また、住民、事業者に密着した形で運用すること - - を重視するならば、市町村の方が策定主体としてふさわしい。また、条例であれば、違反者を早期に発見すること、発見した違反者に迅速に改善などを求めることなどを考えると、市町村が行動の主体となる方が望ましい。

一方、地域によるばらつきが少ない形で、かつ、迅速に、公的規則・指針を定めることが望ましいとき、合意形成が容易であるならば、府県が策定主体になることは現実的な解である。逆に住民や事業者の要望が強いにもかかわらず、府県レベルでの合意形成が難しいような場合、首長の理解が進んでいる一部の市町村が先行して、公的規則・指針を定め、他の市町村が追従せざるを得なくするという手法もある。

電気通信に関わる事象を対象とするなど、ある程度、広域での対応が図られないと実効性が確保できないようなときには、府県が策定主体となる方がふさわしいケースがある。

大阪府安全まちづくり条例は、府県レベルで全国に先駆けて、制定された。街頭犯罪の削減が府全体の問題として認識されていたこと、全国その他府県に対する府県レベルでの先進性を打ち出したかったこと - - などが、市町村でなく、府県レベルでの策定というやり方を選んだ理由といえる。^{20),21)}

5. おわりに

防犯カメラに関して、自治体が定めた公的規則・指針が、筆者が調べたかぎりでは数例、存在する。この中には、(1)条例、(2)条例に準じるもの、(3)条例に準じるといえないもの - - が混在している。(1)、(2)、(3)のうち、どの種別を選ぶべきであるという定石が定まっているとは、いえそうもない。

これらの公的規則・指針を比較し、含まれている内容項目を30種類程度に整理できた。空欄はもちろんところどころにあるし、相互に表現が異なっている項目もあるが、比較が困難なほど多様であるという状況ではない。

防犯カメラに関する公的規則・指針の策定主体として、府県と市町村のどちらがふさわしいか、どういう状況では両者のどちらがふさわしいといえるのか - - といったルールは、本論文の中では見出せなかった。今後の課題としたい。

本論文では、紙数の関係もあり、内容項目のうち、目的、原則・理念、体系、対象者などしか、比較、検討できなかった。今後、他の項目について、考察を続けたい。

[注・参考文献]

- 1) 浅野幸治、中野潔『安全安心なまちづくりと情報通信技術』情処研報 2005-EIP-27、pp.9-16、2005
- 2) 安藤茂樹、中野潔『IC タグ関連の政策に関する一考察』情処研報 2005-EIP-28、pp.11-18、2005
- 3) 安藤茂樹、中野潔『防犯防災分野へのRF-IDの利用とその公的支援』情処通信学会関西支部 発表会 2005年7月13日、2005
- 4) 中野潔『記名式非接触型ICカードによる非常時の所在地確認に関する一考察』情処 EIP 研究会 社会情報学フェア 2005 論文集、pp.11-14、2005
- 5) 安藤茂樹、中野潔『RFIDの活用による環境保護推進における公的実証実験の役割』情処 EIP 研究会 社会情報学フェア 2005 論文集、pp.15-20、2005
- 6) デイヴィッド・ライアン『監視社会』p.104(訳本)、青土社、2002(原著は2001)
- 7) 江下雅之『監視カメラ社会』p.22、講談社、2004
- 8) 五十嵐太郎『過防備都市』p.32、中央公論新社、2004
- 9) 斎藤貴男『安心のアシズム』p.117、岩波書店、2004
- 10) 鈴木謙介『カーニヴァル化する社会』p.58、講談社、2005
- 11) 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』p.75、光文社、2005
- 12) 森健『インターネットは「僕ら」を幸せにしたか?』p.251、アスペクト、2005
- 13) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例』市川市
- 14) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する基準』市川市
- 15) 『杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例』東京都杉並区
- 16) 『長野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱』長野市
- 17) 『防犯カメラの運用に関する指針』滋賀県
- 18) 『個人情報の保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領』静岡県
- 19) 『プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』静岡県
- 20) 大阪府生活文化部府民活動推進課『安全なまちづくり』自治大阪、2002年4月号、2002
- 21) 後藤啓二『大阪府安全まちづくり条例について』警察学論集、Vol.55、No.8、2004

表1-A 防犯カメラに関する公的規則・指針の比較(1)

	市川市	市川市	杉並区	長野市	滋賀県	静岡県	静岡県
種別	市川市	市川市	杉並区	長野市	滋賀県	静岡県	静岡県
正式名称	市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例	市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準	条例	要綱	指針	ガイドライン	ガイドライン
目的	防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護する	市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準	杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例	長野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱	防犯カメラの運用に関する指針	個人情報の保護に配慮した県が設置し、又はカメラの設置及び運用に関するガイドライン	個人情報の保護に配慮した県が設置し、又はカメラの設置及び運用に関するガイドライン
対象	防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護する	市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準	防犯カメラの有用性に配慮しつつ、区民等の権利利益を保護する	市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する事項	県民等のプライバシーを保護する	個人情報の適正な取扱いを確保し、県民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定める	防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図る
対象の範囲	公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な配置および利用に関する事項	市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する事項	防犯カメラの設置および利用に関する事項	市がその公共施設等に防犯カメラを目的で設置した防犯カメラ	防犯カメラを運用する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策	県が設置し、又は管理する防犯カメラ等	防犯カメラの適正な運用に関する事項
原則、理念等	防犯カメラを設置する者の遵守すべき義務	市が設置する防犯カメラの設置及び利用に関する基準	基本原則および必要な事項	運用について必要な事項	防犯カメラを運用する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策	防犯カメラ等の設置及び運用に関する方策	防犯カメラの適正な運用に関する事項
定義	市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準	市川市防犯カメラの設置及び利用に関する基準	防犯カメラを設置する者	市長等	防犯カメラを設置し、または管理する者	知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びびがセンター事業者等のうち、防犯カメラを設置し、又は管理する者	県民等がその容ぼう及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ等の設置及び運用に際し、必要な措置を講ずる（画像から知りえた内容の守秘については、この表の別の欄に記す）
体系（下位規則、関連帳票）	条例施行規則	条例施行規則	条例施行規則	条例施行規則	防犯カメラの設置および運用の適正な措置を講ずる	防犯カメラの設置および運用の適正な措置を講ずる	防犯カメラの設置および運用の適正な措置を講ずる
規定	設置利用基準届、設置利用基準変更届、カメラ廃止届、防犯カメラの適正な設置及び利用に関する勧告書	設置利用基準届、設置利用基準変更届、カメラ廃止届、違反行為の中止その他違反を是正するための勧告書	設置利用基準届、設置利用基準変更届、カメラ廃止届、違反行為の中止その他違反を是正するための勧告書	設置利用基準届、設置利用基準変更届、カメラ廃止届、違反行為の中止その他違反を是正するための勧告書	県立施設における防犯カメラの運用要綱、自主防犯協議会の防犯カメラの設置および運用基準、商店の防犯カメラの設置および運用に関する必要事項一覧表、モニターの閲覧等記録簿	防犯カメラの設置および運用の適正な措置を講ずる	防犯カメラの設置および運用の適正な措置を講ずる
規定の趣旨	市川市個人情報保護条例	市川市個人情報保護条例	杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例	長野市個人情報保護条例	「なくそう犯罪・滋賀安全なまちづくり」条例	静岡県個人情報保護条例、静岡県個人情報公開条例	静岡県個人情報保護条例、静岡県個人情報公開条例
運用基準など	(1)市、(2)市から事務や事業の委託を受け事業者など、(3)自治会その他の地域的な共同活動を行う団体、(4)商店会、(5)その他公共の場所に向けて防犯カメラを設置することが想定される、規則で定めるもの	以下のもので、道路、公園その他規則で定める多数の者が採集する場所に防犯カメラを設置しようとする者、(1)杉並区、(2)商店街(詳細規定あり)、地方自治法に規定する地縁による団体、(4)その他規則で定めるもの、該当するものを届出義務者と呼ぶ	「設置及び利用に関する基準」を定め、区長に届け出なければならない	設置目的、防犯対象区域、その他規則で定める事項	設置者等	防犯カメラの設置者	防犯カメラの設置者
規定の趣旨	設置目的、防犯対象区域、その他規則で定める事項	設置利用基準を定め、市長に届け出なければならない	「設置及び利用に関する基準」を定め、区長に届け出なければならない	防犯対象区域、その他の基準	運用基準を定めるなど、その適正な管理に努める	基準および基準に基づき定められた具体的な必要事項の一覧表を捜査室内に掲示し、管理責任者、操作担当者等に周知、徹底を図る	防犯カメラの運用に関する基準(基準の例の中で、定めるべき事項を具体的に詳述)

表1-B 防犯カメラに関する公的規則・指針の比較(2)

	市川市	市川市	杉並区	長野市	滋賀県	静岡県	静岡県
	条例	基準	条例	要綱	指針	ガイドライン	ガイドライン
設置の際に考え方を示している							
表示装置、録音装置、画像装置							
管理責任者の設置		防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かない	防犯対象区域ごとに防犯カメラ管理責任者を置かなければならない	防犯カメラを設置する公共施設に、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない	運用責任者を指定しない	撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者を置く。当該管理責任者を定める。適正に運用する	設置目的を達成するために必要最小限の撮影範囲となる場所に設置するよう努める
管理責任者	防犯対象区域ごとに、その区域内の氏名、および、防犯カメラ管理責任者の氏名および連絡先を表示しななければならない	別表で、防犯カメラごとの管理責任者を指している	防犯対象区域ごとに、その区域内の氏名、および、防犯カメラ管理責任者の氏名、その他のルールで定める事項を表示しななければならない	撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨、防犯カメラ管理責任者の氏名、その表示義務は明文化していない	撮影対象区域内外の見やすい場所に、次の事項を容易に視聴できる方法により表示する。管理責任者及び連絡先は明文化していない	防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示する(管理責任者氏名の表示義務は明文化していない)	
カメラ設置の場所	防犯対象区域ごとに、その区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示		防犯対象区域ごとに、その区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示	撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨、防犯カメラ管理責任者の氏名、その表示義務は明文化していない	撮影対象区域内外の見やすい場所に、次の事項を容易に視聴できる方法により表示する。「施設管理用カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨	防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示する	
対象	設置者および管理責任者(辞めた後も含む)		設置義務者で、防犯カメラの設置者および管理責任者(辞めた後も含む)	管理責任者	管理責任者等	実施機関の職員又は職員であつた者	
取得情報の秘密	画像から知りえた市民等の情報を他に漏らしてはならない		画像から知りえた個人情報(防犯カメラの映像機器に表示された映像から知りえた個人情報)が他に漏れることのないよう、必要措置を講じなければならない		画像データおよび画像から知りえた情報をみだりに人に知らしめ、漏らすことのない。管理責任者は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じる		
運用時間		原則、24時間					
管理委託者への規則等の周知							
苦情への対応	設置及び利用並びに画像の取扱いに関する苦情があつたときは、それを適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。市長は市長に同様の苦情を申し出ることができ、		市民等から防犯カメラに関する苦情の申出があつたときは、管理責任者が対応するものとする。管理責任者は、速やかに、苦情内容の把握及び事実調査を行い、苦情の処理にあたる		防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる		
カメラに関する状況の公表	届出の状況、指導又は勧告の状況、苦情の申し出の状況について、市長が毎年1回以上公表		区長は、毎年1回以上、届出の状況、苦情の処理状況その他規則で定める事項を公表しななければならない				
違反者へのペナルティー	市長は、違反者が勧告に係る措置をとらなかつたときは、違反者に意見を述べた上で、その事実を公表することができる		区長は、違反の是正勧告を受けた者が正当な理由なく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる				

表1-C 防犯カメラに関する公的規則・指針の比較(3)

種別	市川市	市川市	杉並区	長野市	滋賀県	静岡県	静岡県	
操作担当者	市川市 基盤	市川市 基盤	市川市 基盤	長野市 要綱	滋賀県 指針	静岡県 要綱	静岡県 ガイドライン	
目的外使用	管理責任者は、防犯カメラを利用する職責をあらかじめ指定する	管理責任者は、防犯カメラを利用する職責をあらかじめ指定する	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を設置目的以外の目的に使用してはならない。	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を設置目的以外の目的に使用してはならない。	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を目的以外の目的に使用してはならない。	設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならない。利用目的以外の目的のために個人情報画像を自ら利用し、又は提供してはならない	管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置又は記録装置を設置する場合は、その操作を行うものを指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止する。	
目的外使用等の条件	(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に基づき場合、(3)市民等の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと思われる場合	(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に基づき場合、(3)市民等の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと思われる場合	(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に基づき場合、(3)市民等の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと思われる場合	(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に基づき場合、(3)市民等の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと思われる場合	(1)法令に基づき場合、(2)個人の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないと思われる場合、(3)捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合	法令に基づき場合、次に掲げる場合等(本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることを除く)、(1)個人情報画像を識別することができる特定の個人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、(2)捜査機関からその権限に属する事務に遂行に必要な個人情報画像を内部で利用する場合であって、当該個人情報画像を利用することについて相当の利益があるとき、(3)県民等の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であるときと認められるとき	法令に基づき場合、次に掲げる場合等(本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることを除く)、(1)個人情報画像を識別することができる特定の個人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、(2)捜査機関からその権限に属する事務に遂行に必要な個人情報画像を内部で利用する場合であって、当該個人情報画像を利用することについて相当の利益があるとき、(3)県民等の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であるときと認められるとき	
本人からの要望	本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない	本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない	本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない	市長等は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない	本人から開示請求があったときは、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き(本人の権利利益を保護するために特に必要であると認めるときは、そのかぎりではない)、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。(1)法令、(2)開示請求者以外の個人情報、(3)事業活動情報、(4)犯罪の予防、捜査情報、(5)審議、検討又は協議に関する情報、(6)事務又は事業に関する情報	本人から開示請求があったときは、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き(本人の権利利益を保護するために特に必要であると認めるときは、そのかぎりではない)、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。(1)法令、(2)開示請求者以外の個人情報、(3)事業活動情報、(4)犯罪の予防、捜査情報、(5)審議、検討又は協議に関する情報、(6)事務又は事業に関する情報	本人から開示請求があったときは、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き(本人の権利利益を保護するために特に必要であると認めるときは、そのかぎりではない)、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。(1)法令、(2)開示請求者以外の個人情報、(3)事業活動情報、(4)犯罪の予防、捜査情報、(5)審議、検討又は協議に関する情報、(6)事務又は事業に関する情報	本人から開示請求があったときは、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き(本人の権利利益を保護するために特に必要であると認めるときは、そのかぎりではない)、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。(1)法令、(2)開示請求者以外の個人情報、(3)事業活動情報、(4)犯罪の予防、捜査情報、(5)審議、検討又は協議に関する情報、(6)事務又は事業に関する情報
第三者への提供	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を第三者に提供してはならない	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を第三者に提供してはならない	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を第三者に提供してはならない	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を第三者に提供してはならない	目的外使用等の条件に該当する場合以外、画像を第三者に提供してはならない	個人を識別することのできる個人情報画像を容易に区分して除くことができるまでであって、当該画像を開示する部分につき開示する場合又は当該画像を開示する部分を除く場合を除き、開示することができない	個人を識別することのできる個人情報画像を容易に区分して除くことができるまでであって、当該画像を開示する部分を除く部分につき開示する場合又は当該画像を開示する部分を除く場合を除き、開示することができない	
画像保存期間	7日間、ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない	7日間、ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない	7日間、ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない	7日間、ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない	次に掲げる場合を除き、2週間程度とする。(1)法令等に基づき場合、(2)捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合	原則として1ヵ月以内の必要最小限の期間とする。これによりがたい事情がある場合は、当該防犯カメラの設置目的に応じ、管理責任者が定める	原則として1ヵ月以内の必要最小限の期間とする。これによりがたい事情がある場合は、当該防犯カメラの設置目的に応じ、管理責任者が定める	
画像の持ち出し可否	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない。複製してはならない媒体及び機器は、施設できる事務室内又は事務室内の施設できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない。複製してはならない媒体及び機器は、施設できる事務室内又は事務室内の施設できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない。複製してはならない媒体及び機器は、施設できる事務室内又は事務室内の施設できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない。複製してはならない媒体及び機器は、施設できる事務室内又は事務室内の施設できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない。複製してはならない媒体及び機器は、施設できる事務室内又は事務室内の施設できる設備等に保管するとともに、常にその状況を点検する	職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない	職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならない	
画像の消去	保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。破砕処分、磁気的消去等の画像を識別することができない方法により行う	保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。破砕処分、磁気的消去等の画像を識別することができない方法により行う	保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。破砕処分、磁気的消去等の画像を識別することができない方法により行う	保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。破砕処分、磁気的消去等の画像を識別することができない方法により行う	定められた保存期間が過ぎるか上記(1)、(2)の事由が終了したからすみやかに消去	保存期間を経過した個人情報画像については、漏洩防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。ビデオテープ等は、破砕、切断等、ハードディスク等は、破砕等する。	保存期間を経過した個人情報画像については、漏洩防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。ビデオテープ等は、破砕、切断等、ハードディスク等は、破砕等する。	
画像の加工	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない	市民等から画像の開示請求があった場合において、当該画像を開示するときは、複製してはならない	画像は撮影時の状態のまま保管する場合は、当該画像を加工してはならない	個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時のままに保存する	個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時のままに保存する	